

「(仮称)八幡岳風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、青森県十和田市及び上北郡七戸町において、総出力最大 51,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の西側に位置する雛岳及び高田大岳は、十和田八幡平国立公園の特別保護地区に指定されており、雛岳等の山頂部からの眺望は四方に開けていることから、風力発電設備の設置により、雛岳等から八幡岳を含む麓を俯瞰する眺望景観に対して影響が懸念される。

また、本事業者は、本事業に係る「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 59 号)」（以下「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」という。）による改正の施行前の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)」（以下「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」という。）第 6 条の規定に基づく設備認定を受けており、当該認定を受けた事業内容が現時点での現実的な計画であるとしているが、本準備書に記載する総出力は、その計画を大幅に上回っている。より大きな環境影響を想定して調査、予測及び評価する面があるとしても、的確な環境保全措置の実施のためには、実態に即した準備書の作成が重要である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 評価書の作成について

本事業者は、本事業に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律による改正の施行前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条の規定に基づく設備認定を受けており、当該認定を受けた事業内容が現時点での現実的な計画であるとしているが、本準備書に記載する総出力は、その計画を大幅に上回っている。

環境影響評価に当たっては、より大きな環境影響を想定して調査、予測及び評価する面があるが、的確な環境保全措置の実施のためには、可能な限り実態に即した図書を作成することが重要であることから、評価書の作成に当たっては、実態に即した内容とした上で、調査、予測及び評価並びにそれに基づく環境保全措置等を適切に評価書に記載すること。

(2) 事後調査等について

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査、環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 景観に対する影響

対象事業実施区域の西側に位置する「雛岳」及び「高田大岳」は、十和田八幡平国立公園の特別保護地区に指定されており、国立公園の利用施設計画においても山頂部に向けた歩道が整備され、雛岳等の山頂部からの眺望は四方に開けていることから、風力発電設備の設置により、雛岳等から八幡岳を含む麓を俯瞰する眺望景観に対して影響が懸念される。

このため、主な眺望点として「雛岳」及び「高田大岳」を追加するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、スカイラインの切断及び山腹への介在等風力発電設備による雛岳等からの眺望景観に対する影響について、再度、調査、予測及び評価を行うこと。また、当該調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電設備の基数削減、配置の変更及び機種を選定等の環境保全措置を講ずることにより、眺望景観に対する影響を回避又は極力低減すること。

環境保全措置の検討及び実施に当たっては、専門家等からの助言を踏まえるとともに、管理者及び利用者等の意見を踏まえるよう努めること。

(2) 地形の改変に係る環境影響

本事業の工事計画では、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が「森林法（昭和26年法律第249号）」に基づく水源かん養保安林及び「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成13年青森県条例第71号）」に基づく高瀬川流域保全区域及び奥入瀬川流域保全区域に指定されていることから、土地の改変に伴う土砂流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路に関する工事計画を適切に見直すことにより、切土量及び盛土量の最小化を図るとともに、可能な限りこれら区域の地形の改変を回避すること。